

## 輸入移動書類作成のための説明書

輸入承認を受けた後、貨物を実際に輸入しようとするときは、バーゼル法第9条第1項の規定に基づき、輸入毎に輸入移動書類の交付を受けなければなりません。このため、移動回数が一回ではなく複数回にわたるものとして、輸入承認が行われた場合、輸入を行おうとする毎に輸入移動書類の交付を受けなければなりません。

輸入移動書類は、原則、輸出国が交付した移動書類がバーゼル条約締約国及び経済協力開発機構（OECD）加盟国に推奨されている様式（以下「国際様式」という。）に準拠している場合、これを輸入移動書類交付申請書に添付して申請・交付を受けることにより、日本国内で輸入移動書類としてそのまま使用できます（様式へ転記不要）。ただし、輸出国から移動書類の交付がない場合（※）や、移動書類はあるが国際様式に準拠していない場合は、所定の様式（別紙1）を用いて作成する必要があります。

※ 輸出国の国内法令ではバーゼル条約の規制対象貨物とならないが（ゆえに通告書も移動書類も発行されない）、我が国のバーゼル法では規制対象貨物となりこれを輸入する場合

### 申請書の作成手順（全体の流れ）

輸入移動書類の交付申請にあたっては、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令」（以下「届出省令」という。）の様式第5「輸入移動書類交付申請書」を用いて、以下の順に書類を揃えたものを2通作成してください。

- 1) 「輸入移動書類交付申請書」に必要事項を記入し、記名又は署名の上、2通作成する。そのうち、1通には、所定の収入印紙を貼付する。
- 2) 輸出国から交付された移動書類の原本とその写し1通を用意し、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。移動書類がない場合等は、別紙1を用いて2通作成し（※）、それぞれ添付する。なお、国際様式に準拠していない輸出国から交付された移動書類がある場合は、当該輸出国側の移動書類の原本及びその写し1通を、作成した別紙1（2通）に1通ずつ添付すること。
- 3) 続いて、別紙2を2通用意し、申請時には何も記載せず、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。本紙は、輸入移動書類交付後、各運搬者及び処分者がそれぞれ貨物の引渡しを受けた際又は処分を行った際、移動書類中の記入を要する欄（後述）と併せ、記入を行う必要がある。
- 4) 必要に応じ、別紙3を2通用意し、1)で作成した申請書にそれぞれ添付する。本紙は、2)で添付した輸出国から交付された移動書類の記載が一部不明瞭であるなどの場合に、該当する項目について補足的な記載説明を行う等自由に活用できる。特に記載事項がなければ提出不要。

※ 2)で、移動書類がない場合等については、「別紙1の記入上の注意点」を踏まえ、別紙1を作成すること。

## 輸入移動書類交付申請書添付書類（別紙1）の記入上の注意

別紙1を作成する際には、以下の注意点を踏まえること。

### ○全般に係る記入要領

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。日付は6桁の表記を用いること。例えば、2015年9月1日は01.09.15（日、月、年）と表すこと。ただし、輸出国から移動書類の交付がなく別紙1を作成する場合には、日本語での記載も可能。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第1～第16欄は、輸入者が記入すること。ただし、第8欄(a)から(c)の運搬手段、移動日及び署名については、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が記入する。輸入者が、処分者でも回収者でもなく、また、特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後は輸入者が特定有害廃棄物等の運搬に責任を有する場合は、第17欄にも記入することとなる。

欄中の脚注番号(1)～(5)については、欄外の脚注を参照すること。

### ○各欄の記入要領

**第1欄**：通告番号を記入する。輸出国からの通告がない場合は記入不要。

**第2欄**：複数回の移動に関する包括的通告の場合は、移動番号（何回目の移動であるか）と通告書の第4欄に表示した予定総移動回数を記入する（例えば、11回の包括的通告の場合の4回目の移動であれば、「4 / 11」と記入）。移動が1回のみの場合の場合は、1 / 1と記入する。

**第3欄及び第4欄**：輸出者及び輸入者について、輸出国からの通告書の第1欄及び第2欄に記載されたものと同じ情報を記入すること。

**第5欄**：運搬する実際の特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）で、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位でも表記も可能であるが、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

**第6欄**：実際に移動を開始する日付を記入する。当然のことであるが、日付は有効期間内ではなくてはならない。関係する別の権限のある当局が異なる有効期間を付与している場合、全ての権限のある当局の同意において一致する有効な期間内にのみ移動を行うことができる。

**第 7 欄**：こん包の形態は、「移動書類で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。特別の取扱いの指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をするような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記載し、添付すること。貨物のこん包数も記入する。

**第 8 欄(a)、(b) 及び (c)**：実際の運搬者ごとに、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。運搬者が 3 者より多い場合は、所定の一覧様式に記入し、添付すること。運搬手段及び移動日の記入並びに署名は、申請時ではなく、運搬を開始した後に実際の運搬人（又は当該運搬人と同一の法人に属する代理の者）が行う。また、この記入を行う際に、様式第 5 の別紙 2 【運搬に係る記載事項】欄にも、それぞれ漏れなく必要事項を記入すること。貨物を複数の運搬者が運搬する場合には、それぞれの運搬者が同じ要請に従うとともに、書類の署名も行わなければならない。ただし、輸出国側で移動書類の交付がない場合は、輸出国及び海上輸送を行った運搬者による、引渡しを受けた日、運搬を開始した日及び署名欄の記入は不要。

**第 9 欄**：発生者に関して、通告書の第 9 欄に記載された情報を記入する。

**第 10 欄及び第 11 欄**：通告書の第 10 及び第 11 欄に記載された情報を記入する。処分者が輸入者でもある場合、第 10 欄に「SAME AS BLOCK 4」（第 4 欄と同じ）と記入すること。

**第 12 欄、第 13 欄及び第 14 欄**：通告書の第 12、13 及び 14 欄に記載された情報を記入する。

**第 15 欄**：輸出者において、記載された情報が正確であることを確認する等し、署名及び署名した日付を記すこと。様式第 5 別紙 1 を用いて移動書類を作成する場合、輸出者が本欄への記入を行わないときは、輸出者に代わり、輸入者が本欄への記入を行う。

**第 16 欄**：越境移動の関係者が、追加的な情報が必要とされる特別な場合に用いることができる（例えば、別の輸送機関への積替えを行う港についての情報、コンテナの数や識別番号、又は権限のある当局が移動を承認したことを示す追加の証拠や押印等）。

**第 17 欄**：輸入者が処分者でも回収者でもない場合及び特定有害廃棄物等が輸入国に届けられた後に輸入者が特定有害廃棄物等の責任者となった場合には、輸入者は、その氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記載する。

**第 18 欄**：処分施設の権限を有する代表者が特定有害廃棄物等の貨物の受領について記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分又は回収施設の 1 者のみとする。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、様式第 5 の別紙 2 【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項を記入すること。署名入りの移動書類の写しを、特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から 3 営業日以内に輸出者及び関係国の権限のある当局に送付しなければならないとされているので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。送付する写

しは、様式第 5 の別紙 1（輸出国からの移動書類がある場合は当該移動書類）のページのみでよく、輸入移動書類交付申請書、別紙 2 及び別紙 3 は不要。なお、移動書類の原本は処分又は回収施設が処分完了届出まで保有することになる。

**第 19 欄**：処分者が特定有害廃棄物等の処分の完了を証明するために記入する。なお、本欄に記入を行うのは最終的な処分施設の 1 者のみであり、かつ第 18 欄を記入した者と同一でなければならない。中間処理施設など他にも処分を行った施設がある場合は、様式第 5 の別紙 2【処分に係る記載事項】欄にそれぞれ漏れなく必要事項を記入すること。署名入り移動書類の写しを添付した処分が完了した旨を証する書類を、輸出者及び輸出国の権限のある当局に送付する必要があるので、漏れなく記入・署名の上で送付すること。この送付は、処分完了後速やかに、遅くとも 30 日を超えることなく、かつ、特定有害廃棄物等を受領後 1 暦年以内に行うこと。なお、処分プロセスにおいて実際に処分された日を特定することが困難な場合には、処分プロセスへの投入日を記載することも可とする。

**第 20 欄、第 21 欄及び第 22 欄**：記入不要。